

高知県建築設計等委託業務成績評定要綱

高知県建築設計等委託業務成績評定要綱

平成30年4月1日制定
令和3年7月1日改訂
令和5年6月1日改訂
土木部長

(目的)

第1条 この要綱は、高知県土木設計等委託業務検査規定（平成13年高知県訓令第14号の2。以下「検査規程」という。）第13条の規定に基づき、建築設計等委託業務の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定めて、その適切な実施を図ることにより、評定結果の活用による業務の受注者の適切な選定を促進し、もって設計等委託業務の品質確保に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、1件の当初業務委託料が500万円以上の建築工事に係る設計等委託業務のうち、次の各号に掲げる業務に対して実施する。

- 一 建築設計業務（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計業務及び積算業務をいう。）
- 二 建築又は建築設備に関する診断業務
- 三 建築工事監理業務
- 四 地質調査業務、工損調査業務
- 五 上記一号から四号以外の建設コンサルタント業務

(評定者)

第3条 委託業務の評定者（以下「評定者」という。）は、検査規程第4条の規定により検査を命じられた検査員並びに当該委託を担当する調査職員（総括調査員、専任調査員、主任調査員、調査員）とし、下表の区分とする。

完 成 検 査	評 定 対 象 者
1) 第一次評定者	調査員
2) 第二次評定者	主任調査員 (もしくは専任調査員、総括調査員)
3) 最終評定者	検査職員

(現場の状態把握)

第4条 委託業務の評定を行う立場にある調査職員は、努めて業務内容の把握及び打ち合わせを行い、粗漏な業務を防止するため、常に適切な指導と助言を行うとともに、業務成績の評定資料となる諸要素の把握に努めなければならない。

(評定の方法)

第5条 評定は、委託業務ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

- 2 評定の結果は、下表の評定表によるものとする。

要綱第2条各号の委託業務	評 定 表
一、二号の委託業務	別記様式1
三号の委託業務	別記様式2
四号の委託業務	高知県土木設計等委託業務成績評定要項 (令和5年3月31日)による。(ただし、評 定者は本要綱第3条による評定対象者に読 み替える。本要綱以下条文について同 じ。)
五号の委託業務	別記様式3

(評定の時期)

第6条 検査職員は完了検査（債務業務の最終出来高検査と部分引渡検査を除く）を実施後速やかに、調査職員は業務の完了後速やかに、それぞれ評定を行うものとする。

(評定表の提出等)

第7条 最終評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、評定表を検査命令権者に提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第8条 検査命令権者は、評定者から評定表等の提出があったときは、評定の結果を、別記様式4により、受注者に遅滞なく通知するものとする。

(評定の修正等)

第9条 検査命令権者は、第8条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 検査命令権者は、前項の修正を行ったときは、その結果を別記様式5により、受注者に遅滞なく通知するものとする。

(説明請求等)

第10条 第8条または第9条第2項による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、書面（別記様式6）により当該委託業務を監督した所属の長（以下「所属長」という。）に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 所属長は、前項による説明請求があった日から14日以内に、書面（別記様式7）により回答するものとする。

(再説明請求等)

第11条 前条第2項の回答を受理した者で当該回答に不服がある者は、回答を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面（別記様式6準用）により、所属長に対して再説明を求めることができる。

2 所属長は、前項による再説明を求められたときは、高知県土木設計等委託業務検査規定（平成13年4月1日訓令第14号の2）第12条第2項に定める「検査処置検討会議」の審議を経て、書面（別記様式7準用）により回答するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委託業務の成績評定に関し別途細目を定めることができる。

附則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知を行う委託業務から適用する。
- 2 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。